

多摩市議会 議会改革骨子

改革骨子：前文

多摩市では平成16年（2004年）3月に自治基本条例を制定し、市民、市議会及び市長をはじめとする執行機関がそれぞれの役割を明確にし、互いに考え協力し、行動することにより、市民の福祉を向上し、豊かな地域社会を実現することを目的に掲げました。この条例には市議会の役割として、議会の権限や責務、市議会議員の責務等を謳っています。私たち多摩市議会議員は、多摩市の最高規範である自治基本条例の精神を尊重し、情報公開や情報共有、市民参画や市民協働を基調としたまちづくりの推進に資する議会運営をしていかなければなりません。

さて、多摩市議会では、従来からさまざまな議会運営の改善に取り組んできましたが、私たちのまちの自治推進の牽引役の一端を担うためにも、議会の機能や役割を再検証し、「多摩市議会」の将来像を確認しあう必要性を感じるとともに、議会基本条例を制定する意義や意味に対する共通理解を深める努力をしてきました。

以上の経緯を踏まえ、議会が今後目指すべき方向性を集中的に議論する場として平成19年（2007年）10月に「議会基本条例制定をめざす議会改革特別委員会」を設置しました。本委員会では過去から取り組んできた議会運営の改善方策の蓄積を踏まえ、さらに議会そのものの在り方を抜本的に見直すための議員の意識変革の必要性なども含め、意見交換や協議を重ねてきました。また、全国で初めて議会基本条例を制定した自治体などの先進的な取り組みを学んできました。議論を進める過程では、市民の議会に対する意識調査の実施、市民から議会に対する意見や提案を収集するための出前委員会の開催などにも取り組み、私たち多摩市議会がより積極的に機能を発揮し、役割を果たすことのできる改革方策の検討を進めています。

今、地方議会改革は多摩市議会のみならず国の地方制度調査会などでも議論が行われています。第28次地方制度調査会による平成17年（2005年）12月の「地方の自主性・自律性の拡大及び地方議会のあり方に関する答申について」では、議会への幅広い層からの人材確保、議会の組織、議会の権能、議会の運営、議員の位置づけと定数、長と議会の関係など、議会改革の課題についてかなり詳しい問題提起がなされています。既存の枠組みを変革していこうとする大きな時代潮流の中で、私たち多摩市議会も「市民のために存在する市議会」という揺らぐことのない原点の上に、あるべき像を示し、市民と共有する方針を確立することが急務です。

そのために、私たちのまちの議会運営のあり方を示す必要があります。議会は議事機関です。市民からの多様な意見を受け止めながら、討議と熟議を積み重ねていかねばなりません。改革骨子では二元代表制を実質化していくための

議会改革の基本的方針を定めました。そして、最終的には「（仮称）多摩市議会基本条例」の制定を目指していきたいと考えています。

1：議会のあるべき姿・改革の方向性

[原則]

二元代表制を実質化するために、以下の原則により改革を行う。

- 1、行政へのチェック機能強化をすること。
- 2、議会による政策提案機能を充実すること。
- 3、意思決定過程で討議による合意形成を期すること。
- 4、市民によく見え、意思決定過程に市民が参加する議会を実現すること。

[改革への行動]

二元代表制の実質化

市の意思決定機関として、議会本来の機能を発揮するためにすべきこと。

- 1、市民に情報を公開し、市民との十分な意見交換を行う。
- 2、市長による行政執行を監視する。
- 3、政策提案機能を強化するための調査と合議を充実させる。

機能強化

- 1、行政への監視機能、政策提案機能を強化するため、議会の権能強化、議員の資質向上及び事務局の充実、調査機能の強化を図り、運営を改善する。

討議する場づくり

- 1、合議機関として、意思決定過程での討議を質・量ともに充実させる。

市民参加の場づくり

- 1、意思決定過程に、市民参加を保障し、意見を反映させるために、情報を公開し、参加の機会をつくる。

[改革事項：以下の事項について改革を進める。]

1. 条例制定を伴い、改革を進めるもの

(1) 会期の弾力的運用について

議会の機動的対応と専決処分を少なくするため、会期を弾力的に決定する。また、議長による議会招集請求権を積極的に行使する。

- (2) 会派制度の在り方について
合意形成に会派制度を活用するが、議員間の公平性などに配慮し運用を改善する。
- (3) 文書質問の在り方について
市長への文書質問について検討する。
- (4) 議決事項について
重要事項については、議会の判断で議決事項とする。
- (5) 決算・予算審査の連動について
決算審査、予算審査を連動させ、行政をチェックし政策提案するための仕組みをつくる。
- (6) 議員定数と議員報酬について
議員定数と議員報酬について検討する。
- (7) 議員研修と視察の位置づけについて
議員の資質向上のため、議員研修と視察のあり方を改善する。
- (8) 事務局体制について
議員の政策立案、情報収集などの支援機能を強化する。
- (9) 専門的知見の活用と充実について
審査の充実のため、使いやすい制度に改善する。
- (10) 政務調査費の位置づけについて
あり方について確認する。
- (11) 反問権の付与について
議論の充実のため、市長に反問権を認める。
- (12) 新たな市民政策提案について
陳情・請願以外の市民意見を聴取し、新たな市民の政策提案を生かす議会の受け入れシステムを検討する。
- (13) 常任委員会の議論の活性化について
議論を深めるために運営を改善する。
- (14) 議会図書室について
議員の調査研究に資するために内容を充実する。

2. 条例制定を伴わず、改革を進めるもの

- (1) 議長招集権について
議長招集権のあり方について検討する。
- (2) 議長任期について
法律どおり4年とすべきか検討する。
- (3) 代表者会議の役割について
法改正に対応し、正式な意見調整の場とする。
- (4) 常任委員会の採決方法について
採決方法を明確化するために検討する。
- (5) 議会用語の使用について

- 市民にわかりやすい議事運営となるよう改善する。
- (6) 資料提供の工夫について
市民にわかりやすい議事運営となるよう改善する。
 - (7) 速報性のある情報公開について
メールマガジンやインターネット等の活用について検討する。
 - (8) 議会だよりの改革について
わかりやすく、興味深い紙面となるよう検討する。
 - (9) 議会掲示板を設けることについて
議会情報を各所に掲示する。
 - (10) 会議録のあり方について
常任委員会の会議録の公開の仕方について検討する。

2 : [仮称] 議会基本条例の必要性

改革を実現し、その継続性を担保し、市民にその姿勢を明確にするために、自治基本条例にある議会の役割を明確にする条例として、議会活動及び改革の基本事項を定める。

3 : 改革の具体的手順

- (1) 骨子案を公開し、市民、議会、行政などからの意見聴取を行う。
- (2) 現状での改革が可能なものは、議運などに送り、実現を目指す。
- (3) 条例化が必要なものは、条例案の策定に組み込む。
- (4) 条例案を公開し、意見聴取する。
- (5) 条例案を提案し、成立を期す。